

徳島県個人情報保護審査会答申第56号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年6月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○月○（○）に、国（○○○）から県に指導された協議及び伺い関係書類 農山漁村振興課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年7月4日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年7月5日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月30日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

国が指導・監督する官庁として、県に指導したものであり、無いとする拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報、平成〇年〇月〇日付けで審査請求人が〇〇〇（以下「国」という。）と徳島県知事に対して提出した請願書（以下「本件請願書」という。）の件で、平成〇年〇月〇日に、国と県が協議した記録に関する書類と推察される。

本件請願書の内容は、〇〇〇土地改良区に対し、土地改良法に基づく〇〇〇を請願するものであり、平成〇年〇月〇日に、国から農山漁村振興課に対し、本件請願書に関する電話はあったが、国から指導されたものではない。

農山漁村振興課の担当者は、電話でのやりとりに関し、書類を作成する必要はないと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであり本件請求内容の「国から県に指導された協議及び伺い関係書類」については、作成した事実はないため存在しない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報を保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件請願書に関する件で、平成〇年〇月〇日に国から県に指導された協議及び伺い関係書類に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に、国から農山漁村振興課に本件請願書に関する電話はあったが、農山漁村振興課の担当者は、上司に口頭による報告を行ったのみであるとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応の記録及び協議内容の報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、本件請求内容の国から県に指導された協議及び伺い関係書類について作成した事実はないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月30日	諮 問
6月28日	審 議 (第91回審査会)
7月27日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第92回審査会)
9月 7日	審 議 (第93回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者